

○うるま市社会体育活動における県外派遣に関する補助金交付要綱

平成25年8月14日

教育委員会告示第3号

改正 平成30年1月10日教委告示第3号

改正 令和3年5月12日教委告示第11号

うるま市社会体育活動における県外派遣に関する補助金交付要綱（平成19年3月23日教育長決裁）の一部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、うるま市の社会体育活動における団体及び個人（以下「団体等」という。）が県外での体育的行事へ派遣される場合に要する経費の一部を補助することにより、うるま市における社会体育の振興に寄与することを目的とし、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 補助する対象は、うるま市在住の市民とする。

（補助金の交付基準）

第3条 補助金の交付基準は、次のとおりとする。

- （1） 別表に定める団体の主催により、実際に開催された「県大会（県内の地区大会含む。）」及び「県外の地区大会（「九州地区大会」等の規模に当たる大会）」で優勝又は準優勝し、主催団体から県外大会への出場権を得た団体の選手とする。この場合において、派遣される団体の中に市外在住者がいる場合又は、市外団体で市内在住者が派遣される場合は補助金支給額の算定を行う際、派遣される市内在住の選手のみ的人数で算定を行う。
- （2） 個人における体育的行事への派遣は、沖縄県を代表する優秀な選手（県外大会派遣に要する標準記録を上回る等）として別表により定められた団体に推薦又は選抜され、県外へ参加する選手とする。
- （3） 第1号に規定する成績を収めたにもかかわらず主催者団体の派遣資格が得られない場合において、繰り上げて出場権又は推薦を得た団体の選手とする。

（補助の回数）

第4条 前条に規定する団体等への補助は、年1回を限度とする。ただし、県外の地区大会（「九州地区大会」等の規模に当たる大会）において優秀な成績を修め全国大会に派遣される場合は、その限りではない。

（補助の対象となる経費）

第5条 補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

- （1） 航空運賃
- （2） 宿泊費
- （3） 交通費

（補助金の交付額）

第6条 団体等に対する補助金の交付額は、予算の範囲内において、次のいずれかに限るものとし、前条に規定されている補助の対象となる経費について主催団体から補助金等の支給がある場合には、その額を控除した額を交付額とする。

（1） 団体交付額 団体として派遣される場合は人員のうち、市内在住者が10名以上の場合は15万円とし、10名未満の場合は1名当たり1万5,000円を限度額とする。

（2） 個人交付額 個人として派遣される場合は1万5,000円を限度額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体等は、次の関係書類を添えて、大会等開催日の前日までに申請するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- （1） 補助金交付申請書（様式第1号）
- （2） 収支予算書（様式第2号）
- （3） 事業計画書（様式第3号）
- （4） 選手名簿、大会要項及び大会等への推薦書
- （5） その他教育長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 教育長は、前条の申請に基づき補助金交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第9条 前条の規定により補助金交付決定を受けた団体等は当該派遣事業終了後、その日から起算して30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日まで、実績報告書（様式第5号）、収支決算書（様式第6号）その他必要な書類を速やかに教育長に提出しなければならない。

2 大会が当該年度から翌年度にかけて開催される場合は、第8条の補助金交付決定通知書を受けた日が属する年度の末日に実績報告があったものとみなす。

（補助金の確定）

第10条 教育長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第7号）による通知を行い、補助金請求書（様式第8号）により補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第11条 補助金の交付を受けた団体等が、その目的以外に使用又は偽り、その他不正な手段により補助金交付の決定を受けたときは、交付決定を取り消し、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

1 この告示は、平成25年8月1日から施行する。

2 この告示の施行前に、改正前のうるま市社会体育活動における団体及び個人の県外派遣に関する補助金交付要綱の規定によりされた処分、手続及びその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年1月10日教委告示第3号）

この告示は、平成30年1月10日から施行する。

附 則（令和3年5月12日教委告示第11号）

この告示は、令和3年5月12日から施行する。

別表（第3条関係）

- | |
|------------------------------|
| 1. 公益財団法人沖縄県スポーツ協会又はその加盟競技団体 |
| 2. その他の団体 |
| 国又は地方公共団体 |
| 公益財団法人日本スポーツ協会又はその加盟団体 |

沖縄県スポーツ少年団本部

その他教育長が認める団体